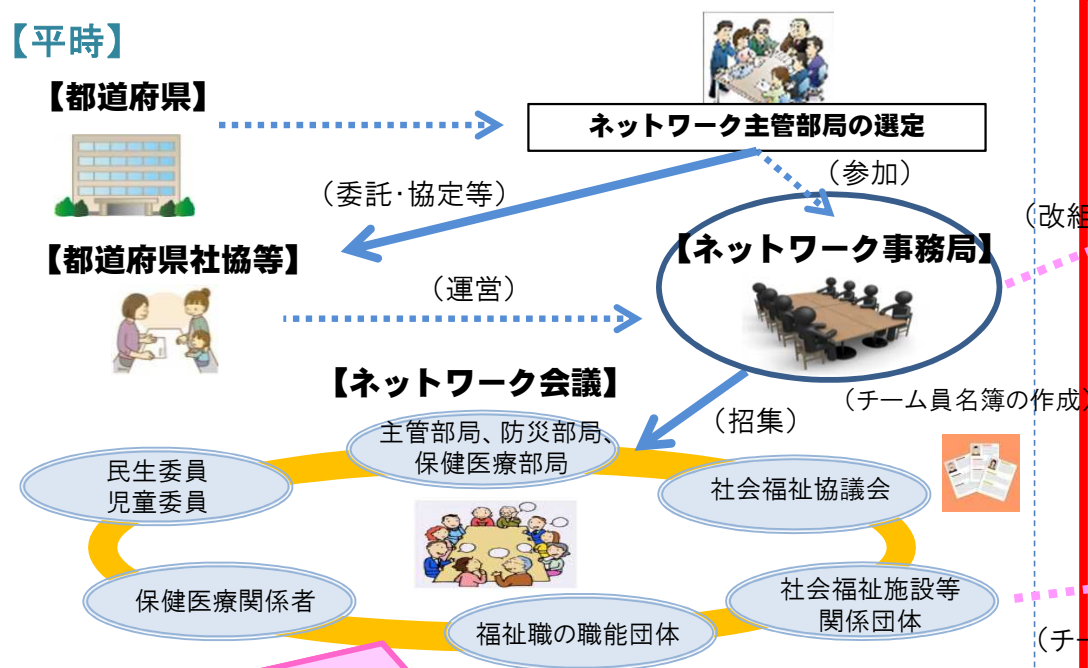


「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」の概要

- 近年の災害においては、高齢者や障害者、子ども等の地域の災害時要配慮者が、避難所等において、長期間の避難生活を余儀なくされ、必要な支援が行われない結果、生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次被害が生じている場合もあり、これら災害時要配慮者の避難生活中における福祉ニーズへの対応が喫緊の課題となっている。
- このような状況を踏まえ、災害時において、災害時要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、避難生活中における生活機能の低下等の防止を図るため、各都道府県において、一般避難所で災害時要配慮者に対する福祉支援を行う「災害派遣福祉チーム」を組成するとともに、一般避難所へこれを派遣すること等により、必要な支援体制を確保することを目的として、官民協働による「災害福祉支援ネットワーク」の構築に向けた取組を推進するためのガイドラインを策定する。

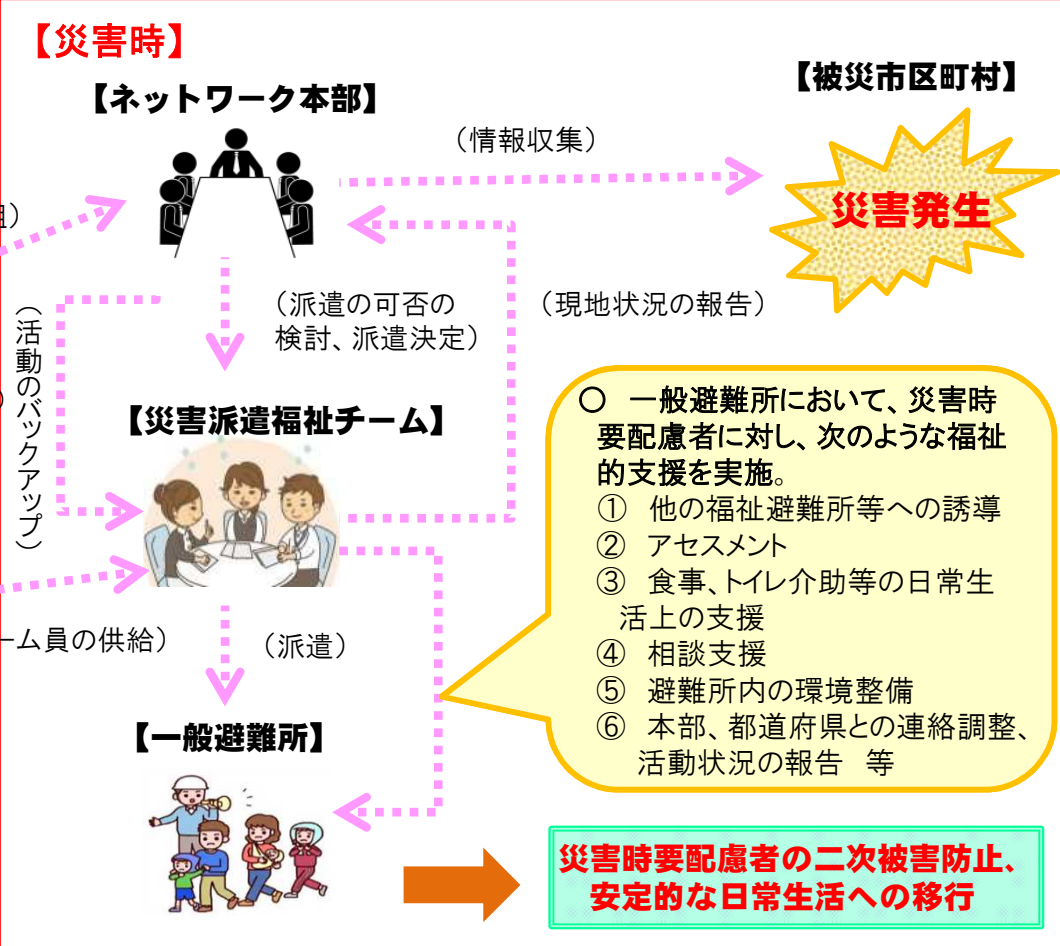
【平時】



○ ネットワーク会議を活用し、災害時における活動内容等をあらかじめ整理。

- | | |
|---------------------|-----------------|
| ① チーム組成の方法、活動内容 | ⑤ 費用負担 |
| ② チームの派遣決定及び情報収集の方法 | ⑥ 保健医療関係者との連携 |
| ③ 災害時における関係者の役割分担 | ⑦ チーム員に対する研修・訓練 |
| ④ 災害時における本部体制の構築 | ⑧ 住民に対する広報・啓発 等 |

【災害時】



○ 一般避難所において、災害時要配慮者に対し、次のような福祉的支援を実施。

- ① 他の福祉避難所等への誘導
- ② アセスメント
- ③ 食事、トイレ介助等の日常生活上の支援
- ④ 相談支援
- ⑤ 避難所内の環境整備
- ⑥ 本部、都道府県との連絡調整、活動状況の報告 等

**災害時要配慮者の二次被害防止、
安定的な日常生活への移行**

※ 上記は、あくまで標準的な在り方であり、都道府県の実情を踏まえつつ、ネットワークで検討の上、必要な変更を加えていくことが期待される。

「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」の構成

1. 各都道府県における災害福祉支援ネットワーク構築の目的について

2. 各都道府県におけるネットワーク主管部局の選定について

3. 平時におけるネットワーク事務局の設置等について

(1) ネットワーク事務局の設置

(2) ネットワークの構成員

(3) 平時における災害福祉支援ネットワークの活動内容

- ① チームの組成の方法、災害時のチームの活動内容等
- ② チームの派遣決定及び情報収集の方法
- ③ 災害時における構成員の役割分担
- ④ 災害時における本部体制の構築
- ⑤ 費用負担
- ⑥ 保健医療関係者との連携
- ⑦ チーム員に対する研修・訓練
- ⑧ 受援体制の構築
- ⑨ 住民に対する広報・啓発

4. 災害発生時における活動内容等について

(1) 本部の機能・役割

- ① 本部の設置
- ② チームの派遣要否の検討
- ③ チームの派遣決定
- ④ 活動計画の策定
- ⑤ チームの活動支援
- ⑥ チームの派遣終了の決定
- ⑦ 活動終了後の振り返り等

(2) チームの活動内容

- ① 福祉避難所等への誘導
- ② 災害時要配慮者へのアセスメント
- ③ 日常生活上の支援
- ④ 相談支援
- ⑤ 一般避難所内の環境整備
- ⑥ 本部、都道府県との連絡調整、状況等の報告
- ⑦ 後続のチームへの引継ぎ
- ⑧ 被災市区町村や避難所管理者との連携
- ⑨ 他職種との連携
- ⑩ 被災地域の社会福祉施設等との連携

5. 市区町村の責務について

6. その他の留意事項について

- (1) 保健医療分野を含めた一体的な支援体制の整備等
- (2) 広域的な災害の場合の取扱い
- (3) 被災した社会福祉施設等の事業継続
- (4) 「災害福祉広域支援ネットワークの構築支援事業」の活用
- (5) 「災害時の福祉支援の在り方と標準化に関する調査研究事業報告書」の参照

